

近世御所町の歴史と見所

2023・11・26 (日) 谷山 正道

はじめに

- 近世の御所町・・・慶長5年(1600)の関ヶ原の戦後に入部した桑山氏によって整備され、周辺地域における商品生産の進展と結びつきながら、南大和の経済の中心地の一つとして賑わいを見せる。
- 御所町の調査・研究・・・日色四郎氏(御所中学校長)による『大和御所町誌』(御所町役場、1953年)、『御所市史』(御所市役所、1965年)の刊行。土平博氏による歴史地理学的研究(寛保2年[1742]の町並屋敷絵図の分析)。生駒古文書を読む会による「大和国葛上郡御所町御検地用集」(赤塚家文書で寛保検地に際して作成された)の翻刻。中井陽一氏による本格的な調査・研究(文化財保存にも貢献)。古文書担当の学芸員の着任 → 古文書調査の進展 → 古文書を対象としたはじめての企画展「古文書が伝える御所町の姿—在郷町の景色と暮らし—」の開催。
- ※ 町並み(伝統的建造物群)保存への取り組み・・・NPO法人「御所まちネットワーク 創」(2003年に結成)の活動。『御所まち—御所市御所まち伝統的建造物群保存対策調査報告書—』(御所市教育委員会、2021年)の刊行。
- 本講演では、古文書をもとに、近世の御所の歴史—町場の形成と発展のあり方—について述べるとともに、近世の当地の見所を紹介することにしたい。

1 御所の領主・石高・公称の推移

① 御所を支配した領主

- 支配の変遷・・・慶長5年(1600)御所藩(桑山氏)領 → 寛永6年(1629)幕府領(代官伊丹理右衛門[之信]) → 寛永16年(1639)郡山藩(本多氏)領 → 延宝7年(1679)幕府領 → 幕末

【見所①】 御所藩の成立と廃藩

② 御所の石高と公称

- 御所の石高(大和国「郷帳」の記載)・・・寛永16年(1639)1242・776(石) → 元禄13年(1700)2486(石) → 寛延3年(1750)1492・348(石) → 天保5年(1834)1492・348(石)
- ※ 寛永13年(1636)・・・幕府代官伊丹理右衛門による無地増高(「元高」1242・776石の「拾割四毛」にあたる1243・224石)の実施。
- ※ 寛文12年(1672)・・・郡山藩による無地増高の村高への組み込み → 村高は2486石に。
- ※ 寛保2年(1742)・・・幕府による検地の実施 → 村高は1492・348石に。

【見所②】 寛保検地と御所

- 御所の表記(大和国「郷帳」などの記載)・・・寛永16年(1639)「御所村」 → 寛文4年(1664)「五(御)所村」 → 元禄13年(1700)「御所村」 → 寛延3年(1750)「御所町」 → 天保5年(1834)「御所町」。
- ※ 御所の公称・・・御所藩が存在した時期には「御所町」か。廃藩後に「御所村」となり(一時「御所町」とされた時期ありか)、寛保3年(1743)8月からは「御所町」に(「大和国葛上郡御所町御検地用集」下巻の記載)。
- ※ 御所の通称・・・公称が「御所村」となっていた時期にも外部からは「御所町」と称されることが多かった(寛永15年[1638]と寛文8年[1668]の鴨都波神社に関する文書や、元文5年[1740]の「御所流れ」に関する記録[山辺郡荒蒔村の「宮座中間年代記」や十市郡曾我村の「堀内氏記録其外覚書」など) ← 町場という認識。

2 町場の形成

① 町場の形成要因と類型

- (a) 交通の要衝 → 宿場町の形成
- (b) 商品流通の結節点 → 在郷町の形成
- (c) 有力寺社の存在・人々の参詣 → 寺内町・門前町の形成

(d) 兵農分離の進行 → 城下町・陣屋町の形成

※ 御所のケースを含め、上記の要因が複合する形で町場が形成されるケースも多く見られた。

② 御所のケース

(a) 街道筋(交通の要衝) → 宿場の存在 (天明2年〔1782〕の「大和めぐり道法絵図」参照)

(b) 商品流通の結節点 → 在郷町の形成 (西御所)

※ 六斎市の開催・・・「当村恵美須神社之儀、御神前筋南方魚町市場ニ而前々より年中月毎ニ六日宛市立来り候処、当村之内賑ニ甲乙有之候ニ付、中頃より相談之上右市日段々ニ相廻シ、四筋ニ分ケ場所相極メ市立申儀ニ御座候」(「大和国葛上郡御所町御検地用集」上巻)の記載。

※ 常設店舗の増加

(c) 円照寺の存在 → 寺内町の形成 (東御所)

※ 円照寺・・・天文15年(1546)に笑雲上人により常德寺として創建され、慶長15年(1610)に円照寺と改称したとされている。浄土真宗本願寺派の本山西本願寺の兼帯所となっており、御所御坊として大和五ヶ所御坊の一つに数えられていた。

(d) 御所藩の開設(慶長5年〔1600〕) → 陣屋町の形成 (寛永6年〔1629〕に廃藩)

○ 中井陽一氏の指摘・・・「御所町の町並みは、(中略)道路はほぼ碁盤の目状で、道路と道路の間には背割下水が設置されている。このような状況から、計画的につくられた町並みであることが明らかである」「16世紀には西御所は環濠集落、東御所は寺内町として存在していた。桑山氏が両方を支配し、2つの集落の間に町並みができるとともに、各集落内の区画整理が行われたと考えられる」。

3 町場の発展

① 町場の発展要因

(a) 往来する人々の増加

○ 御所を通る街道・・・天明2年〔1782〕の「大和めぐり道法絵図」参照。

※ 伊勢参りの通り筋・・・伊勢本街道・青越伊勢街道、伊勢南街道へ。

※ 高野山への参詣道・・・〔大坂からの場合〕大坂―平野―道明寺―古市―上太子―春日―竹の内―新庄―御所―五條―橋本―学文路―河根―神谷―高野山。

※ 西国順礼の通り筋・・・第5番札所葛井寺―竹の内―新庄―御所―土佐―第6番札所壺阪寺)。

○ 庶民の旅の盛行・・・〔その背景〕統一政権の成立 → 関銭徴収を目的とした関所の撤廃、交通路・施設の整備、平和な時代の到来と“ゆとり”の成立、貨幣経済の進展に伴う旅為替の発達。

※ 奈良県内で見ついている最古の道標・・・宇陀郡檜牧村(伊勢本街道沿いの村、現宇陀市榛原区檜牧)に建てられた寛文4年(1664)の道標。

○ 名所案内記の刊行と往来手形・・・出版(文字文化)の発達 → 名所案内記や絵図の刊行 → 旅へのいざない。パスポートとしての「往来手形」(本人が所属する村や町の役人もしくは檀那寺の住職が発行)。

※ 大和の名所を対象とした案内記の代表作には、『大和名所記』(郡山の町人学者林宗甫著、延宝9年〔1681〕刊)、『和州巡覧記』(貝原益軒著、元禄5年〔1692〕作、同9年〔1696〕刊)、『大和名所図会』(秋里籬島著、竹原信繁画、寛政3年〔1791〕刊)などがある。

※ 葛上郡の名所・・・天明3年(1783)刊行の『大和廻り道の枝折』に記されているのは、「吉祥草寺」「高天寺」(鶯宿梅・蜘蛛岩屋・高天彦神社)「金剛山」(金剛山寺)「一言主社」「俱尸羅の瀧」に止まる。

※ 江戸後期・・・八隅蘆菴による『旅行用心集』の刊行。「浪花講」などの結成 → 「安心して泊まれる宿」の紹介(天保10年〔1839〕から嘉永5年〔1852〕にかけての「浪花講」の定宿帳には、御所の宿として「とさや(土佐屋)喜兵衛」の名が記されている)。

○ 大和めぐり・西国順礼・伊勢参りの盛行

※ 大和めぐり・・・奈良をはじめ大和の名所めぐり。旅のスポットとなった大和(悠久の歴史の舞台、多くの名所旧跡の存在、著名な年中行事)。名所案内人の活動(大和めぐり案内人、奈良見物案内人、寺社境内・山内案内人)。

※ 西国巡礼・・・観音霊場(33所)めぐり。大和の札所は壺阪寺・岡寺・長谷寺・南園堂。ミニ霊場の形成(東佐味の「峯山百体観音」など)。

※ 伊勢参り・・・皇太神宮（内宮、祭神は天照大御神〔皇祖神・太陽神〕）と豊受大神宮（外宮、祭神は豊受大神〔天照の食事を司る神・産業の守護神〕）。古代は「私幣禁断」（天皇以外の奉幣は禁止）。中世以降に伊勢信仰が拡がり（←御師の活動）、江戸時代には民衆による信仰のメッカに（外宮>内宮）。「伊勢に行きたい 伊勢路が見たい せめて一生に一度でも」（『伊勢音頭』）。信仰と遊興（「内宮と外宮、古市を合せて参宮」、「伊勢参宮 大神宮へもちよつと寄り」）。伊勢講の結成と代参（費用は講での積立金や講田の収益から支出され、農閑期に行なわれるケースが多かった）。通常では伊勢に行きたくても行けない人々も存在。

【見所③】 おかげ参りと御所町での施行

(b) 商品生産・流通の進展

○ 農業生産力の発展

※ 農業技術の進歩・・・農具の改良・発明（備中鋤・千歯扱き・唐箕・千石籾など）。品種の改良や金肥（干鰯・油粕）の使用など。

○ 商業的農業の進展

※ 「和州第一之売物」となった綿・・・17世紀に入って以降の庶民衣料としての木綿の普及と綿作の進展（田方でも稲と輪作）。御所・新庄・高田・今井の周辺（奈良盆地の中南部）は大和国内で最も綿作率が高かった地域（葛上郡の村々のうち、宮戸・古瀬・僧堂各村の18世紀前半の田方綿作率は、約50パーセントに及んでいた）。

※ 菜種作の進展・・・絞油の原料、移植法の採用に伴う作付面積の増加 → 「大和国中之儀ハ田畑半分余も菜種・木綿作立候」（18世紀中頃）。

※ 御所柿（「方柿」）も名産・・・元禄10年（1697）刊行の『本朝食鑑』に、「柿に数種あり、樹葉、花大抵相同じ、唯御所柿其味絶美なり、以て上品とす、（中略）土人の勝美なる物を取りて禁裡に貢献す」とあり、正徳2年（1712）刊行の『和漢三才図会』には「凡柿品類甚多、和州五（御）所之産最勝、今畿内皆移種之、体円扁微帯方、微尖、肉紅色、味甘潤脆」、宝暦4年（1754）刊行の『日本山海名物図会』には「大和御所柿、和州御所村より出、柿の極品なり、余国にも此種ひろまりて多し、御所より出る物、名物なる故に御所柿という」という記載が見られる。現在、御所柿の木は、円照寺の境内に存在する。

② 町場の発展と機能

○ 商品生産に対応した加工業の展開

※ 綿加工業・・・【見所④】 綿業のまち御所

※ 絞油業・・・安永2年（1773）に「大和御免油屋株仲間」に加入した絞油屋が13軒存在した（いずれも人力油稼で、軒数では、奈良町の22軒、宇陀郡松山町の19軒、郡山町の15軒に次いで4番目〔平群郡竜田村と同数〕）。その後、嘉永4年（1851）の株仲間再興時には7軒になっている。

※ 酒造業・・・享保4年（1719）の創業とされる油屋長兵衛家（油長）。天保14年（1843）には吉兵衛家も営業（酒造米高は190石）。他にも存在か。

※ 製薬（売薬）業・・・（幕末になるが）慶応2年（1866）に木村九兵衛・奥野市兵衛・野口久兵衛・薬屋清助の4軒が営業（軒数では、葛上郡市尾村の8軒、同郡今住村の6軒に次いで3番目〔同郡奉膳村・高市郡今井町と同数〕）。いずれも創業年代は不明。

○ 地域経済圏の中核・・・各家の屋号から（職業名を冠する屋号 → 多様な商人・職人の存在〔屋号はその時点での稼業と合致するわけでもないが〕、地名を冠する屋号 → 周辺地域などとの結びつき）。各町民の稼業に関する調査史料は残っていないが、原料農作物を加工して販売する商人、周辺の農家に金肥を販売する肥屋、食料品や日用品の品々を扱う商人、質屋・三商売などの金融業者、大工・左官などの各種職人のほか、旅籠屋や駄賃持ちを行なう者、和菓子屋などの存在が想定される（このほか、文政13年〔1830〕に風呂屋が4軒存在したことが判明している）。銀札の信用流通（安政4年〔1857〕に油屋吉兵衛〔油吉〕が銀札を発行しており、裏書に「御所礼会所」とある）。

※ 中井家には、「葛上郡御所町七兵衛」と所持者名が墨書されている文化12年（1815）の「肥仲間組合」の鑑札が残っている。

○ 遠隔地取引・仲継取引の拠点

※ 遠隔地取引・・・繰綿・木綿の販売（繰綿問屋や木綿問屋が存在したと考えられる）や他国への配置売薬など。

※ 仲継取引・・・〔一例〕大和緋の創始者として知られる浅田松堂は、仲継問屋（屋号は「問新」）を営み、南大和の吉野郡上市・下市と河内の古市との間を中心に、材木や米・塩・油などの中継を行っていたことが知られる。

おわりに

○ 御所町の災害・・・洪水禍や火災など。

※ 大洪水（←葛城川と柳田川の流域）・・・元和7年（1621）6月23日の洪水により「流死百人余、流家式百軒余」。同じく延宝2年（1674）6月14日には「流死三百五拾参人、流家三百七十五軒」。元文5年（1740）閏7月17日に「御所流れ」と称される大洪水が起き、文化12年（1815）6月27日にも洪水禍あり。

【見所⑤】 「御所流れ」

※ 火災・・・「大和国葛上郡御所町御検地用集」上巻の記載によれば、元和年中、元禄年中（両度）、宝永2年（1705）に起きたことが確認される。

○ 御所町の家数・人口

※ 宝暦2年（1752）・・・家数は882軒（家持329軒、借家553軒）、人口は3170人（奉公人280人を含む）。当時の家数では、大和国内において、奈良町・郡山町・今井町に次いで4番目（今井町とはさほど変わらない）。

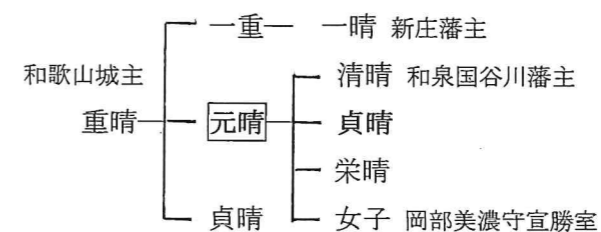
※ その後の戸口の推移・・・宝暦5年（1755）〔878軒（家持329軒・借家553軒）・3240人（奉公人260人を含む）〕から文化6年（1809）〔722軒（家持303軒・借家419軒）・2675人〕にかけて大幅に減少した後、安政5年（1858）〔715軒・2767人〕あたりまで低落した状況にあったが、その後増加に転じ、借家数が大幅に増加して、明治2年（1869）には873軒（家持163軒・借家663軒）・2715人となっている。戸口の推移は経済変動のバロメーターでもあり、なぜこのような変化が生じるようになったのかという点について、綿業をはじめとする産業の動向などに関わらせながら考察していく必要がある。また、他地域や周辺農村との関係の推移、開港の影響についても検討を行なう必要がある。

○ 近世御所町の魅力・・・町並みの保存と地域の歴史を活かした町おこし。

近世御所町の見所

【見所①】 御所藩の成立と廃藩

○ 御所藩の成立・・・桑山重晴の次男元晴は、永禄6年（1563）に尾張国で生まれた。関ヶ原の戦では、父とともに東軍に加わり、大谷吉隆の鉄砲頭を組打ちした功により、戦後に葛上郡において2000石余の知行を与えられた。また同年に、和歌山城主となっていた父から1万石を分与され、陣屋を葛上郡の御所に築いた。御所藩の成立である。この後、元晴は2000石を父の養老料として分与し、一万石余となったが、慶長11年（1606）に父の死に伴って、その養老料のうち6000石余を分与された。さらに、和泉国谷川藩主となっていた元晴の長男清晴が、同14年に改易となったので、日根郡に所在したその所領が加えられ、石高は都合2万6370石余となった。



※ 桑山氏の出自と重晴の略歴・・・桑山氏は、鎌倉幕府の有力御家人であった結城朝光の子孫とされており、尾張国海東郡桑山の庄を代々領したことから、桑山を姓とすることになったという。元晴の父重晴の関ヶ原戦以前の略歴については、『寛政重修諸家譜』に、「大永四年尾張国に生る。豊臣太閤につかへ、のち大和大納言秀長に属し、しばへ戦功ありて但馬国のうちにをいて一萬石を領し、竹田の城に住す。のち紀伊国和歌山の城にうつり二萬石を加へられ、そののち和泉国谷川にをいて一萬石を加増あり。すべて四萬石を領す」という記述が見られる。重晴は、天正11年（1583）の賤ヶ岳の戦いに際して、豊臣方の砦を死守したことで知られる。

○ 陣屋の設置・・・発掘調査が行われていないため詳細は不明であるが、陣屋は、東御所の南辺、現在の代官町・柳町付近に所在したと考えられている（←当エリアに「内屋敷」「西外屋敷」「外堀川」「石垣」といった地名が存在する）。

※ 藩成立当初の「桑山伊賀（元晴）」の領地・・・葛上郡の15か村と葛下郡の2か村で1万2011石6斗1升（「慶長郷帳」による）。

- 御所藩の廃藩・・・桑山元晴は、大坂の陣で活躍した後、元和6年（1620）に死去した。その遺領は次男貞晴が継いだ。寛永6年（1629）に嗣子がないまま病死してしまっただ。その際に、弟栄晴を末期養子にと願ひ出たが認められず、のちに栄晴は500俵で名跡の相続は赦されたものの、御所藩は廃藩となった（これに伴って、当藩領は幕府領に編入されることになった）。

【見所②】 寛保検地と御所

- 寛保検地の実施背景・・・享保の改革の後期に、大和国には約20万石の幕府領が存在しており、それらは、①古くから幕府領に属し延宝検地を受けていた村々、②もと松山藩領で「宇陀崩れ」により幕府領に編入されたのち元禄検地を受けていた村々、③文禄検地のあと新検地を受けることがなく延宝7年（1679）に郡山藩領から幕府領に編入されるようになった村々、からなっていた。寛保検地の実施対象となったのは③の村々、しかもその一部であり、御所藩領から幕府領（代官伊丹理右衛門）となったのち、寛永16年（1639）に郡山藩領となり、さらに延宝7年（1679）に幕府領に編入されるという、支配の沿革を辿った村々（特③）であった。③の村々は、村高のうちは無地増高（寛永16年〔1639〕よりも前、すなわち松平信明が藩主であった時期から郡山藩領であった村々の場合には「二割半無地増高」）を抱えていたが、幕府領となってからは課税対象から外されるようになっており、新検地を受けていた①や②の村々との間で、バランスを欠く状態となっていた。当時大和の幕府領を預り支配するようになっていた戒重藩の杉浦弥左衛門の指摘により、この点を問題視するようになった幕府は、元文5年（1740）に、③の村々に対して、無地増高の毛付高入れか、新検地の実施か、いずれかを受諾するように命じた。この指令を受けて、③の村々の大部分は、検地に伴う出費を懸念し、また支配役所からの強い説得もあって、前者をやむなく受諾することになったが、前者を断固として拒み後者を求める村々も一部存在した。それらは、上記の特③の村々のうち、寛永期に伊丹代官によって実施された（2割半というレベルに止まらない）高率の無地増高を抱えていた村方であり、御所村もそうした村の一つであった（伊丹代官による無地増高の実施理由や村によって比率が異なる事情などについては、今のところ明確になっていない）。当村の場合、元高の「拾割四毛」にあたる高率の増高を抱えており、これを課税対象にされてはたまったものではなかったのである。この後、新検地は直ちには行なわれず、寛保2年（1742）に実施されることになり、無地増高の毛付高入れを選択した村方に対しては、高改めが行なわれることになったのである。

- 赤塚家で大切に保存されてきた「大和国葛上郡御所町御検地用集」・・・寛保検地の

準備から終了に至るまでの関係史料が、時系列にしたがって整理され、（上）と（下）の2冊に分けて書き残されている（慶応2年〔1866〕2月に赤塚吉兵衛によって調製された「御検地用集帖」と題する木箱に収められている）。寛保検地に関する決定版ともいえる貴重な記録である（検地について、これほど詳しくまとめられたケースは、全国的にも数少なく、珠玉の記録と言いうことができる）。なお、本史料は、生駒古文書を読む会によって全文翻刻され、会報『いこま』の15号と16号に掲載されている（検地の詳細については、本誌を参照されたい）。

- 寛保検地の実施・・・寛保2年（1742）の正月26日に、幕府勘定奉行は大和国幕府領の検地を担当する役人の人選を行ない、検地奉行として、奥谷半四郎・高山吉太夫・遠藤七郎左衛門・野村庄助・菅沼久次郎・出井重四郎・吉田源之助・北條三郎左衛門の8名を任命した。彼らは3月2日に奈良に到着し、6月末にかけて検地を実施することになった。この時に検地を受けたのは、御所村をはじめとする葛上郡の17か村で、上述した特③の村々のうち、高率の無地増高を抱えていた村々であった（このほか、どうした経緯によるのか、式下郡の小坂村についても検地が行なわれたことが知られる）。検地奉行は2人宛4組に分かれ、菅沼・出井の両奉行は3月7日に森脇村に入った後、当村・鎌田村・東持田村・福西村・（式下郡）小坂村の順に検地を実施し、吉田・北條の両奉行は3月8日に蛇穴村に入った後、当村・東佐味村・南佐味村・水野村の順に検地を行なった。また、遠藤・野村の両奉行は3月7日に西持田村に入った後、当村・佐田村・小殿村・伏見村・船路村の順に検地を実施し、奥谷・高山の両奉行は3月8日に檜原村に入った後、当村・御所村（4月24日入）・神通寺村（6月17日入）・桜井村の順に検地を行なったことが判明する。なお、御所村での検地奉行一行の旅宿は、奉行奥谷半四郎グループが細井戸屋隠居方（計11名）と借家六兵衛方（計4名）、同高山吉太夫グループが村会所（計15名）であった。

- 検地に際して作成された貴重な絵図・・・検地に際しては、各村に対して「地引帳」や「古水帳」（古い検地帳）の写、「村々大概帳」（村明細帳）の写、「割付写」（年貢免状の写）などとともに、村絵図を作成し提出するように命じられたが、町場であった御所では、寛保2年（1742）4月付で、①町並屋敷絵図、②町場外の絵図、③周辺村々との入組田畑絵図が作成されている（「大和国葛上郡御所町御検地用集」には、絵師を四、五人雇って急いで作成させたと記されている）。これらのうち、特に注目されるのは①で、「堤馬踏」「土居」「町筋」「水」「屋舗」ごとに色分けされており、各「屋舗」には地番・面積・所持者名が記入されている。また、「町筋」には町名や道幅も記されており、円照寺をはじめとする寺も描かれている。環濠や背割下水、遠見遮断の存在もうかがえ、大変興味深い。現在、①の写が赤塚家と中井家、天理図書館に存在することが確認されているが、当時の東西の御所の町並みの様子（構造）が如実にう

かがえる、御所町の研究に不可欠な貴重な史料である。

○ 検地奉行高山吉太夫の死去・・・検地奉行4グループのうち、奥谷・高山組以外の3組は、それぞれ検地を終えて6月末には南都に向かったが、6月晦日に神通寺村を出立して南都をめざす予定であった奥谷・高山組に、思いがけない事態が生じた。高山吉太夫が急病のため床に伏すようになり、医師による懸命な処方にもかかわらず、病状が悪化して、7月3日に死去してしまうことになったのである。遺体は当人の遺言にしたがって円照寺に葬られ、「石塔」もつくられた。奥谷半四郎による銘文や戒名（「寛保二壬戌曆七月三日寂 瑞良院殿崇範居士」）が刻まれたこの「石塔」は、星霜を経て今日も円照寺の墓地に立っているが、かなり傷んできているのが気かりである。なお、7名の検地奉行をはじめとする一行は、任務を終えて、7月11日の早朝に江戸に向けて出立している。

○ 「検地帳」の配布と検地の結果・・・検地が終わってから1年余の後、寛保3年（1743）8月に、検地結果にもとづいて作成された「検地帳」が関係各村に下げ渡された（時を同じくして、無地増高の毛付高入れを選択した村々に対しては、前年に実施された高改めをふまえて作成された「高寄帳」〔本帳では、田畑屋敷の品目別に、面積はそのまま、石盛の操作によって、無地増高を毛付高入した形の土地構成となっている〕が配布された）。この「検地帳」は、勘定奉行神尾若狭守（春央）が奥判した形式をとっており、各村の基礎的な土地台帳になったのである。検地の結果、御所の田畑屋敷の総石高は1492・348石となり、従前の2486石（元高の「拾割四毛」にあたる高率の増高を含んでいた）に比べると大幅に減少することになったが、それ以前の元高1242・776石に比べると20パーセント余の増加となっている。なお「検地帳」が配布された寛保3年8月の7日付で、芝村役所（戒重からの陣屋の移転に伴って名称変更）から出された「申渡シ覚」のなかに、「御所村古来之通自今御所町と可唱旨被仰出、尤御検地帳ニも御記被下候間、御所町之者共ハ勿論、近郷可承知候」という箇条が見られ、注目される。

【見所③】 おかげ参りと御所町での施行

○ 江戸時代における通常の旅の形態・・・家族連れの旅（裕福な家のケース）や講中による旅（代参）など。経済的な事情などにより旅の機会に恵まれない人々も少なからず存在（旅籠屋の宿賃は1泊で200文前後〔予約なし・相部屋が普通で、食事は一汁二菜が基本〕で、昼食・茶・草鞋代や渡し銭など諸雑費を含めると1日で400文程度が必要であったと思われる）。

○ おかげ参り・・・通常では伊勢に行けない人々にとって伊勢参宮という宿願を果たせる千載一遇のチャンス。宝永2年（1705）・明和8年（1771）・文政13年（1830）の大群参。「抜け参り」から「おかげ参り」へ（神異の発生と道中での施行による参宮の実現）。

※ 御所町の施行所の記録「毎日泊名前」の閏3月26日の欄には、乳飲み子を含む2人の子どもを連れて参宮しようとしていた阿波のお松という女性（母親）が発病したため、「病氣中町方ニ而乳貰ひ養育セ話」をしたという記事が見られる。

○ 文政13年（1830）のおかげ参りと御所町での施行の様子

※ 地元で保存されてきた貴重な記録・・・①「おかげ中 毎日泊名前 施行所」（3冊）、②「当施行所江寄進 名前記」、③「御所町丁毎にありし立山作りもの次第書」、④「〔太々神楽に関する文書〕」、⑤「〔宿泊者の御礼の和歌等〕」（9枚）。平成16年（2004）7月に発見 → 同18年4月に御所市の指定文化財に（現在は御所市で保管されている）。

※ 中井陽一氏による詳細な研究・・・「文政十三年おかげ参りに関する考察」（『史泉』105号、2007年）、『近世後期大和国御所町に関する研究』（関西大学へ提出された博士論文、2012年）。

※ 記録③の序文の記載・・・「（前略）泊りへ のなんじゅう見るに忍びず、依てこの里の世話人打寄り、施行宿を思ひ立、町中隣村の厚志をこい受け、北町には中飯の施行、東にもひるのにぎり喰、会所まえ町には泊り宿、毎夜への参詣宿、百人式百人の取り持ち世話方の骨おりいわんかたなく（後略）。「会所まえ町」（現神宮町）には蔵屋敷があり（年貢が皆銀納されるようになっていたため使用されていなかった）、ここで宿泊の施行が行なわれた（この後、おかげ参りを記念して、施行宿の跡地に太神宮の社が建てられることになった）。

※ 施行宿・・・当地での月別・国別の宿泊者数（記録①より中井氏が作表）。閏3月4日から9月8日までの間に総計9729人が宿泊。国別では、紀伊（4073人）・阿波（887人）・大和（449人）・越後（355人）・播磨（256人）の順に多く、大隅・隠岐・壱岐を除く全ての国の人々が宿泊している。伊勢より東の国々からの宿泊者も見られるが、絶好の機会をとらえて、伊勢からさらに足をのばしたものと思われる。

※ 施行風呂・・・記録②の跋文の記述から、4軒の風呂屋で、閏3月4日から6月10日にかけての毎夜、計1万918人に風呂の施行をしたことが知られる（いつまでも「無銭」では甚だ「氣之毒」なので、6月10日以降には、施行所で「箱ふる」を設けて、湯に入れることにしたと記されている）。

※ 施行所への寄進・・・記録②の記載により、御所町内や葛上郡をはじめ5郡にまたがる村々などから施行所へ、金銭・食料品（計22石余にのぼる米をはじめ、小麦粉・酒・醤油・味噌・砂糖・漬け物・豆腐・油揚げ・蒟蒻・切り干し大根・野菜など）・燃料（薪・柴など）・草鞋（計730足）が寄進されたことが知られる（その延べ件数は、1200件近くに及んでいた）。

※ 記録⑤から・・・「御蔭とて 施行の宿の 御世話方 神慮に叶い 子孫繁昌」「行かれて 御所の施行て ひとやとり すみよりたかき 恩をわすれぬ」「かしわての 音にきこへし 施行宿 せわのきとくに 神もまんぞく」「萬客に 施行の徳の めぐみにて 御所をたいしに 神や守らん」「たすかりに来る たすけてやろう 神こゝろ 御所のたのしみ 此世にもかな」。

【見所④】 綿業のまち御所

○ 周辺農村から町場への実綿の販売・・・「可成丈繰候得共、大方ハ実綿ニ而売払申候、いつくへ売候哉と御尋御座候故、重ニ高田・田原本・今井・丹波市・御所辺之町場のものへ実綿ニ而是迄ハ売払申候と申上候」（安永4年〔1775〕「綿方御尋書并答書之控」〔『斑鳩町史』史料編所収〕）。

○ 綿繰屋の存在・・・元禄15年（1702）に大和国内の「繰綿問屋拾九人之者共」から奈良奉行へ提出された返答書（「乍恐謹而返答言上」〔『改訂大和高田市史』史料編所収〕）に、「今度今井町・八木町・高田町・御所町・新庄町、右五ヶ所之繰屋仲間より訴状被差上候」という記載があり、御所の町場に実綿の繰綿加工（繰綿と綿実との分離作業）を行なう綿繰屋が存在したことが知られる。

○ 繰綿の遠隔地への販売・・・大和の繰綿は町場を中心に存在した繰綿問屋によって集荷され、18世紀の中頃までは、綿作が進展していなかった関東をはじめとする諸国へほとんど売り捌かれていた（奈良奉行所の記録によれば、郡山や今井の繰綿問屋の元禄頃の年商額は、2100貫目〔銀60匁＝金1両として金に換算すると3万5000両〕という莫大な額にのぼっていたことが知られる）。元禄15年（1702）に奈良奉行所へ返答書を提出した「繰綿問屋拾九人之者共」のなかには、御所の問屋の名前は見られないが、「問屋ハ我々十九人ニ不限郡山ニも六軒、其外方々ニ数多御座候」とあることから、御所にも繰綿問屋が存在したことが想定される（葛上郡柏原村の〔吉村〕九郎兵衛は上記のメンバーの一人であった）。なお、明和4年（1767）に「大和州江戸注文繰綿買次問屋仲間」が結成され、これに加入した13軒の間屋が江戸への繰綿販売の独占権を公認されることになったが、そのなかに御所の問屋の名

前は見られない。御所の繰綿問屋は、主要な販売先を異にしていたのではないかと思われる。

○ 綿繰屋・仲買株の結成と国訴の展開・・・大和では、安永2年（1773）に綿繰屋・仲買株が設立され、国内の5か所の町場（奈良・高田・今井・田原本・丹波市）の綿繰屋・綿仲買ら計182名がこれに加入した。彼らは株札料を上納する見返りとして、当国内の実綿購入の独占権を認められることになった。これに伴って、仲間外の「無札」の商人らは当国内の綿の取引にタッチできなくなり（御所町の綿繰屋も苦境に立たされることになったと思われる）、百姓たちからすれば作綿の販売先を限定され、不利な状況（「手挟」な状態）に追い込まれることになったのである。こうした事態に直面した大和の百姓たちは、この株仲間設立の触流しが行なわれた直後から、作綿販売の自由回復を求めて広範な運動を展開することになった。所領単位で結集して領主（支配役所）へ出願するとともに、大和国内の13郡（全15郡のうち、当時全くといってよいほど綿作を行なっていなかった吉野・宇陀の両郡を除く）にまたがる広範な百姓たちが、村役人層を指導層として支配領域の枠をこえて結束し、惣代を立てて奈良奉行所へ訴願に及んだのである。こうした形での広範かつねばり強い運動の結果、安永5年（1776）に綿繰屋・仲買株は休株となり、百姓たちの作綿販売の自由は回復されるに至った。

○ 綿作の行き詰まり・・・18世紀の半ばを過ぎると、「近年ハ他国ニも綿作多ク相成候故歟、綿直段等も不景氣ニ罷成」（安永2年〔1773〕「南都御番所様より綿方組頭株札御触書ニ付願一件」〔『斑鳩町史』史料編所収〕）とあるように、他国綿作の興隆などの影響で大和の綿作に陰りが見られるようになっていた。これより後、葛上郡東佐味村の落合平助も、天保2年（1831）に「大和國中百姓者、都而昔より養水不足之所、木綿作者土地ニ応し、其上直段も高直ニ御座候故、過半木綿作ヲ蒔付、他国江売払、諸国より莫大之金子ヲ取込、百姓相続出来候之処、近年ハ他国ニ木綿ヲ多く作仕候故、先年之直段と見合候所、三步一之直成ニ相成、諸国より取込之金子者夥數相減」と指摘している（「御国益之願書」〔柳沢文庫所蔵〕）。そうしたなか、大和では、綿作の面積を減らす村も次第に増えるようになっていった（なお、御所の周辺を含む奈良盆地の中南部では、漸減傾向を示しつつも、幕末開港前までなおかなり高い綿作率を維持し続けた）。

○ 木綿の販売へ・・・大和国内で最も綿作率が高かった御所・新庄・高田の周辺地域では、18世紀の前半には、実綿を繰綿に加工して販売するに止まらず、木綿の製織まで行なって販売することも進むようになり、18世紀の後半には、葛上・忍海・葛下・高市・広瀬・平群の6郡について、「右六郡之義者、大和國中ニ而木綿織出し渡世仕候

者多御座候ニ付、買出し之者も都而六郡ニ多御座候」(香芝市穴虫・山田家文書)と記されるまでになっている。

○ 浅田松堂による大和緋の創始・・・浅田松堂(諱は操、通称は新七)は、西御所の北口近くに居を構え、仲継問屋を営む商人であった(屋号は「問新」)。正徳元年(1711)に生まれ、安永6年(1777)に67歳で没している。幅広い教養の持ち主で、特に書道に秀で、当麻寺西南院主竹堂と吉祥草寺法印梅堂とともに「大和の松竹梅三堂」と称された。殖産の志厚い徳望家で、地域の振興を願って緋織を考案した(元文5年[1740]の「御所流れ」によって大きな被害を受けた郷土の復興の一助とするために緋織を考案したという説もある)。その功績は、後年になるが、明治16年(1883)に農商務卿西郷従道によって追賞され、大正13年(1924)には従五位に叙せられるに至っている。

※ 宝暦12年(1762)に浅田松堂が子孫のために書き残した『家用遺言集』の記載・・・「かねて考へ候かすり木綿ハかつの業とせよ、木綿にかすりを織る事ハ、我かねて伊州の松坂木綿のかすりより考え出して、ゆくへ当所の産物となさむことを思ふ、我子孫此こゝろをつきて忘るゝことなかれ」。

※ 「松堂浅田法眼塔」・・・円照寺の墓地に存在。

○ 木綿織生産の発展・・・奈良盆地の中南部(御所・新庄・高田・今井の周辺)では、19世紀に入る頃から本格的に木綿織生産が発展するようになり、専門的な木綿織屋も出現するようになった。この後、当地域では綿織物業がさらに進展し、なかでも「木綿織第一之場所」と称されるまでになった葛上・葛下の両郡では、幕末開港前には、葛上郡名柄村のケースのように、年間の織出高が1万5000反にも及ぶ織屋や、100機もの織機を有する織屋すら出現するようになっている(残念ながら、御所町については同様の調査史料が見つからないが、天保13年[1842]の「五條御代官所小田又七郎様国中御愁訴之写」(『川西町史』史料編所収)に、「木めん機数多之場所」および「出し機之仕込いたし候場所」の一つとして、御所町の名が挙げられている)。当時織り出されていた木綿の中心は、大和緋や種々の縞木綿で、織り方に様々な工夫が加えられるようになっていた。こうした綿織物業の発展は、生産用具の改良、すなわち「いざり機」から「高機」への転換とパラレルであり、綿織生産力が大きく高まるようになったことによって、紡糸生産が刺激され、糸稼ぎに従事する者も増加するようになった。このように、奈良盆地の中南部では、綿作―紡糸―綿織の三工程の分化を伴いながら、幕末開港前にかけて綿加工業が本格的に展開するようになったのである。

※ 文化3年(1806)「南都御奉行様江願書写」(大和郡山市宮堂・乾家文書)の記載・・・「外業之内ニも、所ニ寄織女数多召抱、数機相立、木綿稼専ニ仕候もの多ク有之候」。

※ 天保13年(1842)「五條御代官所小田又七郎様国中御愁訴之写」(『川西町史』史料編所収)の記載・・・「当国中近年木綿織之稼専流行仕、(中略)女とも多木綿織之奉公仕候もの無数、右木綿織之稼キ専流行いたし候ニ付、糸績キ又木綿織仕拵ニ男女の夫相懸り、壺軒のうち機数多く相立、又者出し機と唱木綿織仕拵はかりいたし、壺軒之内ニ而百機・式百機之木綿拵をいたし、在追々所追々江織ニ出し(後略)」。

※ 安政3年(1856)の木綿織屋の年間織出高等についての調査書・・・葛上郡名柄村と葛下郡新庄組村々のケース。

※ 安政3年(1856)の大和国「在方」の各特産物の年間販売代銀・・・額が最も多かったのは「大和木綿」で1万7350貫507匁余(販売高は141万4360反)、第2位は「材木丸太類」(9798貫523匁余)、第3位は「木綿総糸」(6017貫500匁)、第4位は「繰綿」(5194貫921匁余)、第5位は「実綿」(4501貫697匁余)となっていた。綿業関係の4品が第5位までに入っており、「大和木綿」と「木綿総糸」の数値が「繰綿」と「実綿」のそれを上回るようになっていたことが注目される。

※ 中井家には、「御所組織屋 葛上郡西御所町七兵衛」と所持者名および所属の組名が墨書された安政5年(1858)の「木綿仲間」の鑑札が残っている。

※ 緋織の工夫・・・『大和木綿全組合沿革史』には、年代不詳ながら、提灯製造を業としていた御所町の峠山佐平が、提灯に描かれた字や絵の伸縮を見て緋模様を工夫したことが記されている。これは実際に製織するまでには至らなかったようだが、このあと同町の和田(扇屋)平兵衛が緋模様に工夫を加え、文政5年(1822)に「瓢及盃ノ図」を織り出すことに成功した。平兵衛は工夫緋の祖とされ、彼が織り出した緋は「扇屋飛白」あるいは「工夫飛白」と称されている。その後、安政4年(1857)には、同町の吉川小七郎が「四十通十字緋」を考案している。

○ 「土地の栄」をもたらした綿業・・・嘉永6年(1853)刊行の『西国三十三所名所図会』に、「五(御)所・新庄・高田の辺りハ、惣て木綿の紺がすりはじめ、種々の異たる縞の類ひ、或ハ絹の糸を交へてめづらしき縞を織出すを、家毎の手業とせり、是を世に大和縞と号して名産とす、されバ村中に藍染の紺掻多く数の総糸を染て軒端に干す、表の傍にハ機織處女小歌を諷ひ、裏にハ糸繰老婆詠歌をあぐる、爪の長き仕入の商人あれば、気の短き織屋の親仁ありて、恰もいさかひの如く、算盤の音機音に混じて甚静かならざるハ、正しく土地の栄といふべし」という記載が見られる。

【見所⑤】 「御所流れ」

- 御所の立地・・・葛城川が南から北東方向に流れており、川を挟む形で東西の町場が形成されていた。また、柳田川が西御所の南辺に沿う形で流れており、葛城川と合流する地点にあたっていた。両河川とも上流より流下してくる土砂が堆積し、天井川となっていたため、豪雨に見舞われれば洪水禍を蒙る危険性が高まっていた。
- 元文5年（1740）閏7月17日に起きた大洪水（「御所流れ」）・・・午後2時頃から6時頃にかけての豪雨（とりわけ「森脇村より佐味村迄の間の大雨」）に伴う洪水により、柳田川と葛城川の堤防が何か所も切れ、特に前者の決壊によって西御所が甚大な被害を受けた。その有様について、「御所流」と題された観音院所蔵の文書（流死した人々の140回忌を行なうに際して、過去の史料をもとに明治12年〔1879〕にまとめられたもので、『大和御所町誌』に全文翻刻されている）には、「水勢さかたつ山の如くまくれ来り、西五（御）所村は半分余流れ、財宝を捨てて逃る者魚の鵜に追るゝ如し、我一と逃るほどに足弱は石に躓きたほれければ、其の上を踏みつけ松本村をさして逃るも有り、又西の岡を眼がけて逃るも有り、後は白川と成りければ財宝は泥中に埋れぬる事其の数を知らず、かゝる時に宝をおしむ人は水に溺れて死すも有り、又親は子を尋ね子は親をさがし、めぐり合うと雖もいだきながら共に死すもあり、満水に四方をかこまれ逃ぐるに道を失ひ浮きつづみつ流るゝも有り、誠に眼もあてられぬ有様なり」という記述が見られる。

○ 「御所流れ」に関する他地域の記録

- ※ 山辺郡荒蔭村の「宮座中間年代記」（『改訂天理市史』史料編所収）の記載・・・「同八月ニ五畿内以之外洪水、金剛山、葛城山之流レ五（御）所町へながれ下り、五所川堤切五所町千式三百軒之所、家数七百軒計流れ、其外諸道具ハ不及申、三百人程ながれ死申候、惣町中流れ川ニ罷成候、勿論田綿田地砂場ニ成候、五所ニかきらす川下五所ほとニハ無之候へ共、洪水当国ニてハ前代未聞之事ニて候、其後も大風大雨度々ニて候」。
- ※ 十市郡曾我村の「堀内氏記録其外覚書」（『大和国庶民記録』所収）の記載・・・「元文五年閏七月十七日当国大洪水、御所町半分程流、大分人死も有之、目もあてられず、あわれ成事筆二盡されず候事」。

○ 地元の史料に記されている洪水被害の数値

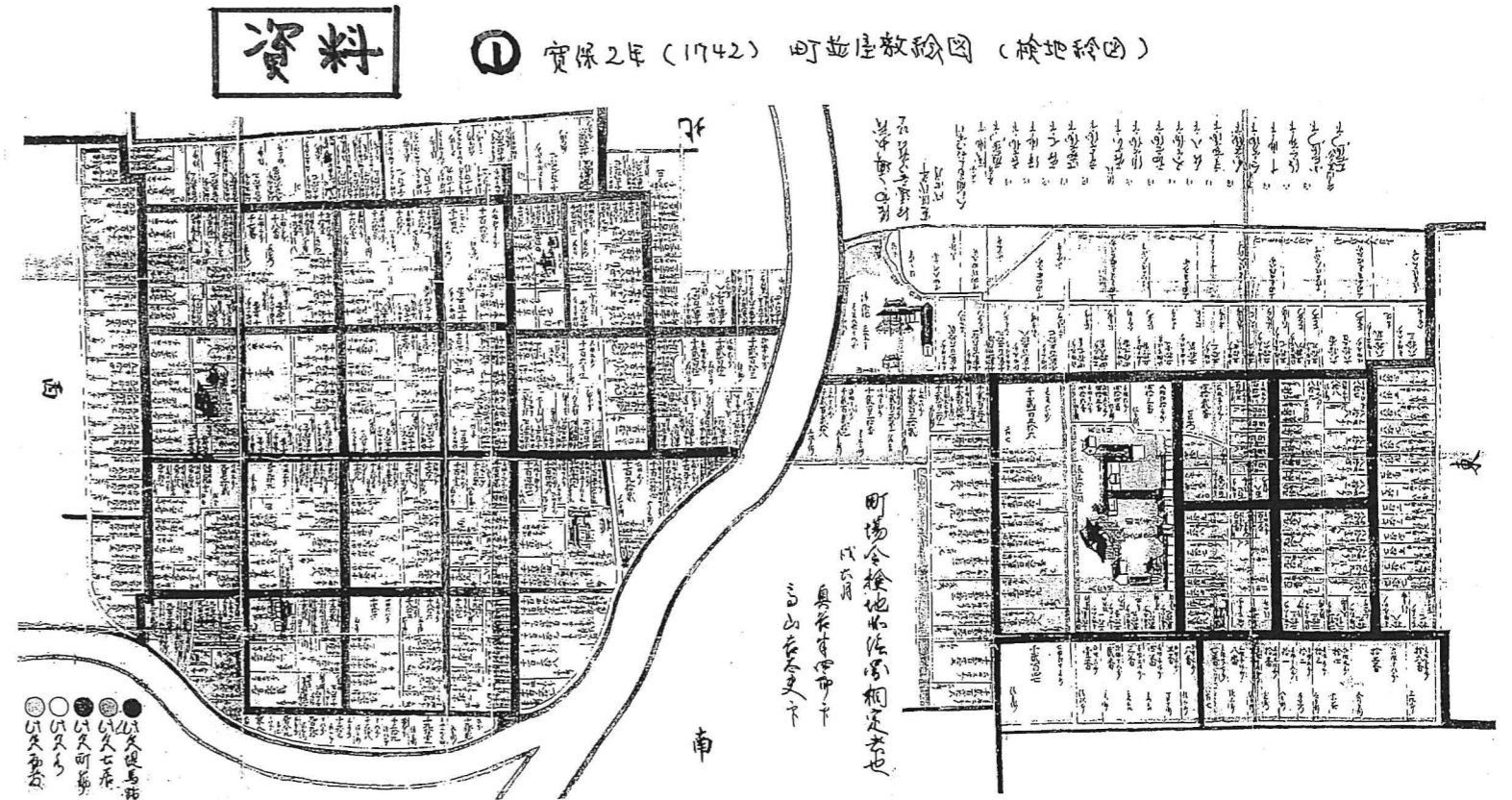
- ※ 赤塚家所蔵の洪水絵図・・・流家601軒、潰家58軒、流蔵300軒、残家41

軒、残蔵18軒、残寺4か寺、流死人218人、死失牛馬14疋。

※ 延享4年（1747）「舗腹附願ニ付覚書」（中井家文書）・・・流家603軒、流死人211人。

※ 観音院所蔵の「御所流」と題する冊子・・・流死人都合男女共56人。

- 中井陽一氏の見解・・・「御所流れ」の翌年にあたる寛保元年（1741）の「立家雑穀高名寄帳」（中井家文書）に「屋敷砂入」と記載されているのは60筆程度であることに着目され、「御所流れの実際の家屋に関する被害は、高名寄帳と赤塚家文書の潰れ家を合せて考えると、58軒程度とするのが妥当である。赤塚家文書の流家601軒は、浸水した家が601軒と考えるべきであると思う」と、前出の博士論文で述べられている。



（ごせまちネットワーク創 作成パンフレットより）

② 御所陣屋の位置



(「御所まち伝建通信」第4回より)



大和国葛上郡御所町御檢地用集
上下巻、箱 (今回の企画展図録より)

③

乍恐以書付御願奉申上候
当村之儀御覽被遊候通町場ニ而往古右衛門町と
謂來り候得共、拾壹ヶ年以前子年近山清右衛門様
御代官所之節、村方出入故三組ニ別候ニ付御所村と唱
申候様ニ被 仰付、其以來御所村と唱申候、然処去酉年
大小之百姓一統ニ得心仕村老本ニ罷成、此度御檢地
奉請候可被成儀御座候ハ、古來之通御所町と御檢地
帳ニ御記シ被遊被下候様ニ村中大小之百姓奉願上候
右之通ニ而少シも相障義無御座候、町屋アリ之為とも

(下略)

(1636) 寛永拾三子年伊丹理右衛門様御檢地 葛上郡 御所村
高式千四百八拾六石

- 千式百四拾三石式斗式升四合 無地高拾割四毛
- 千式百四拾式石七斗七升六合 元高
- 此反別八拾七町三反式拾九步 永引
- 六拾九石七斗五升七合
- 此反別五町式反五畝廿壹步 堤鋪引
- 三石式斗六升七合
- 此反別式反五畝八步 去ル申砂入
- 式百七拾七石三斗八升八合
- 此反別拾九町四反式畝廿步

④



高山吉太夫の墓 (内照寺)

(1742) 亥八月七日 葛上郡新檢地村々
芝村役所 印 庄屋
年 寄
百姓共

御所村古來之通自今御所町と可唱旨被
仰出、尤御檢地帳ニも御記被下候間、御所町之
者共ハ勿論、近郷可承知候
右被 仰渡候趣申渡候条、此旨村々写取、村々
持前之條々尤可相心得候

⑤

右四本共本紙御免定
右者御檢地御奉行奥谷半四郎様江差上申候

寛
亥年御所町御免定近山清右衛門様本紙書本
子年御所村御免定近山清右衛門様本紙書本
前代御所町御免定幸田善大夫様本紙書本
前代御所町御免定会田伊右衛門様本紙書本

(1742) 罷成候間、願之通り被 仰付被下候ハ、難有可奉存候
則拾貳年以前亥年迄御所町ニ御座候処、翌子年
右御所村と申儀証拠御免定指上申候、以上
寛保貳年 葛上郡御所村
戌六月 庄屋老人
年寄六人
組頭七人

⑤ 文政13年(1830)御所町での 月別・国別 宿泊者

	国	閏3月 人数	4月 人数	5月 人数	6月 人数	7月 人数	8月 人数	9月 人数	人数 計	組数 計	日数	最初 の日	最後 の日	ピーク 月	組最大 人数
1	紀伊	1,580	1,503	510	204	98	149	29	4,073	1,096	155	3月4日	9月6日	3月	22
2	阿波	417	132	214	41	24	43	16	887	208	108	3月4日	9月6日	3月	77
3	大和	159	183	56	16	7	22	6	449	151	88	3月6日	9月6日	4月	17
4	越後	17	26	145	111	44	10	2	355	73	52	3月8日	9月8日	5月	30
5	播磨	135	46	24	11	25	14	1	256	84	57	3月4日	9月3日	3月	13
6	石見	35	9	59	87	42	2		234	41	30	3月13日	8月18日	6月	22
7	和泉	45	31	67	27	17	17	2	206	79	60	3月7日	9月4日	5月	9
8	伊予	11		68	75	31	20	1	206	65	47	3月11日	9月1日	6月	11
9	讃岐	48	34	24	36	30	14	12	198	64	55	3月8日	9月6日	3月	16
10	河内	40	17	49	31	6	4	4	151	63	46	3月9日	9月6日	5月	8
11	遠江	26	6	12	40	8	41	2	135	47	38	3月9日	9月4日	3月	21
12	大坂	25	29	43	17	12	8		134	63	48	3月5日	8月27日	5月	14
13	豊後	18	29	57	16	2	8	1	131	36	33	3月6日	9月1日	5月	9
14	出雲	26		12	68	5	16	3	130	19	17	3月8日	9月4日	6月	40
15	江戸		5	13	42	34	19	3	116	69	49	4月22日	9月8日	6月	5
16	周坊	18	25	14	38	16	3		114	27	23	3月9日	8月12日	6月	24
17	摂津	31	36	10	7	7	8		99	43	37	3月12日	8月26日	3月	11
18	尾張	24	17	20	4	9	14	3	91	48	42	3月5日	9月8日	4月	6
19	丹波	49	16	2	4	1	17		89	21	19	3月22日	7月20日	3月	10
20	伯耆		40	12	9	3	10	15	89	18	18	4月12日	9月5日	4月	20
21	長門	28	29	5	10	2	5	6	85	22	21	3月6日	9月2日	4月	17
22	備中	17	31	20	8	3	4		83	24	21	3月12日	8月12日	4月	18
23	越前	10	2	9	43	3	13	2	82	28	22	3月6日	9月4日	6月	27
24	安芸	16	28	7	17	8	2	3	81	29	25	3月8日	9月8日	4月	12
25	淡路	46		18	9				73	15	13	3月12日	6月22日	3月	5
26	加賀	6	7	9	30	7	9		68	26	24	3月20日	8月12日	6月	6
27	備前	16	14	17	7		5		59	26	22	3月11日	8月4日	3月	6
28	美濃	2	2	15	15	8	8	8	58	27	26	3月12日	9月6日	6月	5
29	伊勢	10	16	10	11	4		6	57	19	18	3月8日	9月6日	4月	7
30	但馬	2	18			29	4		53	17	14	3月16日	8月26日	7月	8
31	丹後	11	6	14	15	3	3		52	12	12	3月21日	8月18日	6月	9
32	信濃	2	3	12	8	16	8	1	50	26	21	3月11日	9月6日	7月	6
33	肥前	14	1	13	6	3	8	2	47	15	15	3月19日	9月8日	3月	8
34	近江	7	6	2	20	6	5		46	20	19	3月8日	8月6日	6月	11
35	堺	9	14	13	4		2		42	13	13	3月15日	8月24日	4月	7
36	陸奥	4	3	5	8	12	8		40	22	18	3月19日	8月18日	6月	6
37	京都	1	11	2	12	3	8		37	22	21	3月15日	8月29日	6月	5

	国	閏3月 人数	4月 人数	5月 人数	6月 人数	7月 人数	8月 人数	9月 人数	人数 計	組数 計	日数	最初 の日	最後 の日	ピーク 月	組最大 人数
38	肥後	10			5	20	2		37	11	11	3月27日	8月21日	6月	9
39	備後		11	14		6	5		36	13	10	4月3日	8月18日	5月	9
40	因幡	3		5	4	3	19		34	9	9	3月12日	8月17日	8月	7
41	出羽	1	5	23		3	1		33	18	16	3月8日	8月22日	5月	7
42	佐渡	10		15	6		1		32	6	5	3月7日	8月5日	5月	15
43	駿河	3	6		5	1	10	5	30	14	12	3月12日	9月6日	8月	8
44	筑前			3	2		21	4	30	9	9	5月13日	9月1日	8月	9
45	山城	11	2	3	8	2			26	12	12	3月14日	7月22日	3月	6
46	若狭		4	5	14		1	2	26	8	8	4月4日	9月5日	5月	14
47	越中	6	8	9	2				25	7	7	3月7日	6月10日	5月	6
48	武蔵		4	2	5	3	6	3	23	16	16	4月8日	9月4日	8月	2
49	美作	3	1	5	2		8	2	21	10	10	3月19日	9月8日	8月	8
50	甲斐	1	4	11	2	1		1	20	11	11	3月12日	9月2日	5月	3
51	三河	1	1	7	5	1	3		18	9	8	3月9日	8月29日	5月	5
52	上総		1	5	10				16	5	4	4月22日	6月22日	6月	9
53	上野			2	7	2	3	2	16	9	8	5月7日	9月2日	6月	2
54	飛騨		2	5	2	4	1	1	15	11	10	4月29日	9月4日	5月	2
55	日向		1		14				15	2	2	4月25日	6月13日	6月	14
56	伊豆	2	1		6		2	1	12	5	5	3月12日	9月4日	6月	6
57	豊前		5	4	2	1			12	6	6	4月8日	7月8日	4月	4
58	下野		1	1	4	4	1		11	9	8	4月26日	8月12日	6月	2
59	小豆島	8	2						10	2	2	3月26日	4月11日	3月	8
60	伊賀			3	5		1		9	4	4	5月2日	8月11日	6月	5
61	下総	1	5	1			2		9	6	6	4月8日	8月26日	4月	4
62	志摩	1	2	4		1			8	4	4	3月21日	7月8日	5月	4
63	能登			3	2		3		8	4	4	5月6日	8月18日	5月	3
64	常陸		4		1	2			7	3	3	4月23日	7月7日	4月	4
65	筑後			2	2				4	2	2	5月14日	6月1日	5月	2
66	長崎		1	2		1			4	3	3	4月23日	7月8日	5月	2
67	土佐			1	2				3	2	2	5月1日	6月21日	6月	2
68	相模							2	2	1	1	9月6日		9月	2
69	薩摩					2			2	1	1	7月19日		7月	2
70	安房						1		1	1	1	8月29日		8月	1
71	對州						1		1	1	1	8月25日		8月	1
72	不明		5	5	3	2	1	1	17	7					
	合計	2,966	2,451	1,722	1,227	587	624	152	9,729	2,919	181	3月4日	9月8日	3月	77

註 1) 3月は全て閏である。

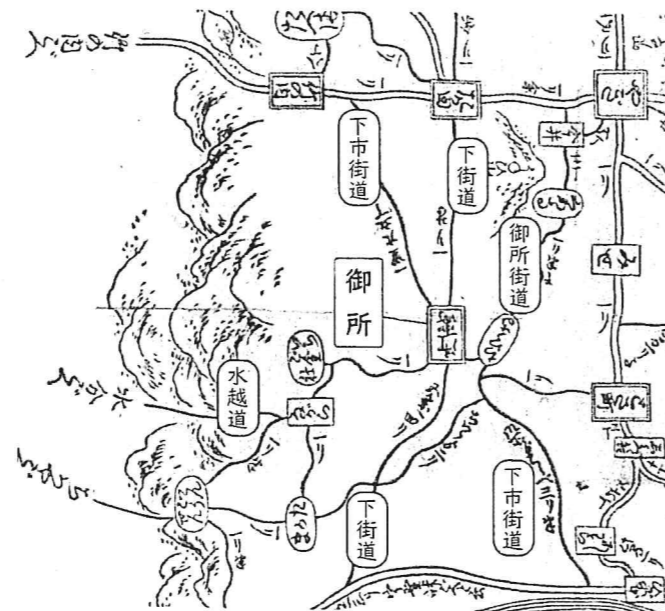
(中井陽一氏「近世後期大和国御所町に関する研究」より)

(大和めぐり道より)



わたくり (西川祐信『百人女郎品定』享保8年=1723より)

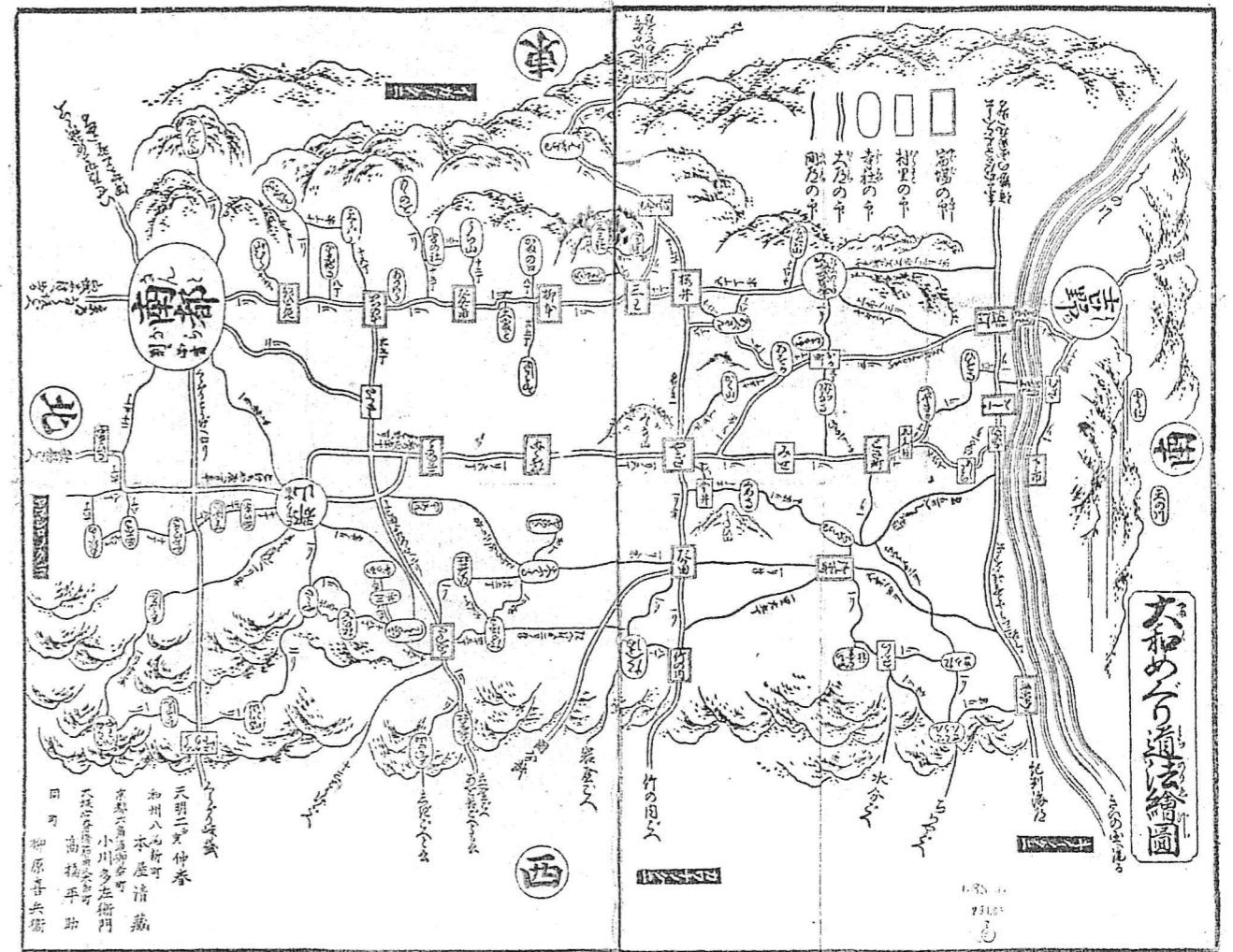
⑧



⑦ 御所町付近の拡大

(⑥⑦ 今頃の色紙辰図録より)

⑥ 大和めぐり道法絵図 天明2年(1782)



⑨

松堂南由法眼塔

(内照寺墓地)



⑧ 安政3年(1856)新庄地織屋の年間織出高

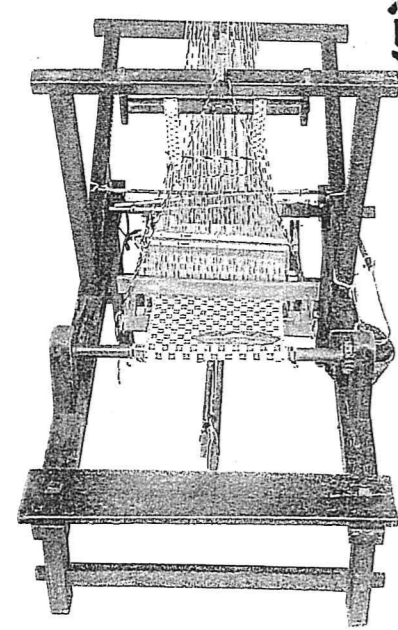
村名	織屋名	年間織出高
新庄	綿屋 伊兵衛	9,300 (反) (紺緋 6,100 嶋 3,200)
	綿屋 小右衛門	4,000 (紺緋 3,600 茶入緋 400)
	笠木屋 平兵衛	1,434 (紺嶋)
	嶋屋 ふみ	1,144 (紺緋 592 生嶋 288 糸入嶋 264)
	御所屋 喜右衛門	1,040 (紺緋)
	籠屋 政右衛門	900 (紺緋)
	嶋屋 久治郎	800 (紺緋)
	古手屋 平太郎	800 (紺嶋 680 生嶋 120)
	菊屋 新右衛門	720 (紺緋嶋)
	米屋 久七	720 (紺緋)
道穂北方	直七	7,360 (紺緋)
道穂南方	林助	4,244 (紺かすり)
中戸	金兵衛	960 (紺緋)
弁之庄	平八	816 (紺緋 486 生嶋 330)

(1856) 安政3年葛上郡名柄村織屋の年間織出高・所有機台数

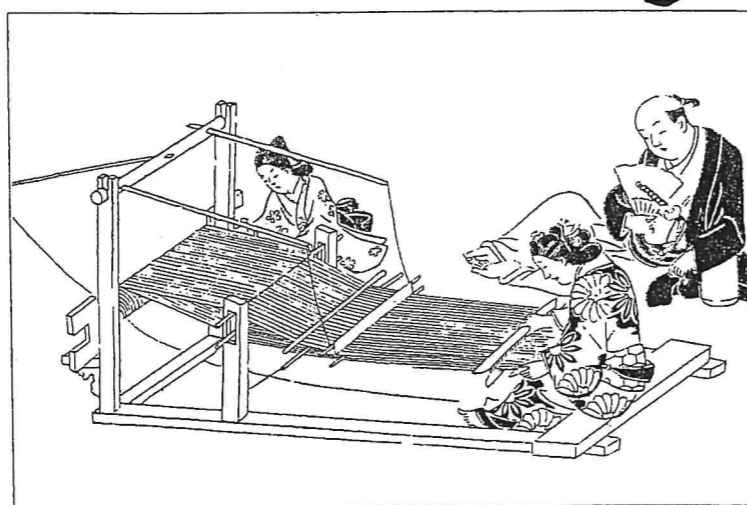
織屋名	年間織出高	機台数	
堺屋 太三郎	15,200 (反)	機台数	
米屋 利右衛門	2,400		
米屋 助七			100
角屋 善兵衛			50
二階堂 六右衛門			50
鍋屋 平十良			24

(改訂大和南由中史。後編より)

⑩



大和機 (大和のほとり用機より)



和国百女 機織 (前田亮『和国茶子機織の研究』より)

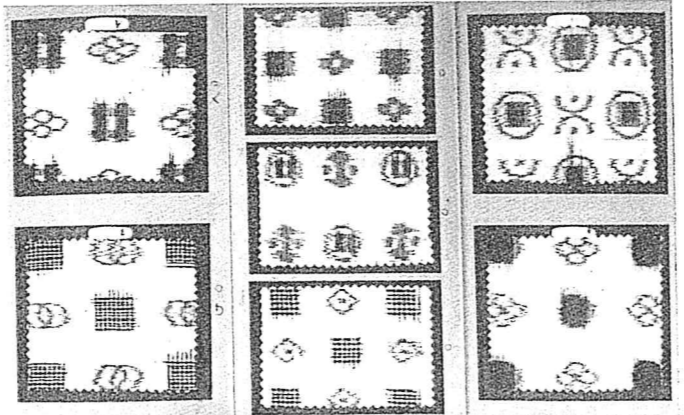
⑩



暁鐘成編輯『西国三十三所名所図会』
嘉永6年(1853)

立所新庄吉田の匠者にて
木綿の織子として、
異々、綿の類は、
又、この織子にて、
家毎の手業、
世に大和綿とて、
いふに、
千以表の傍、
小寺とて、
南へ、
親に、
美聲の音、
静らむ、

13

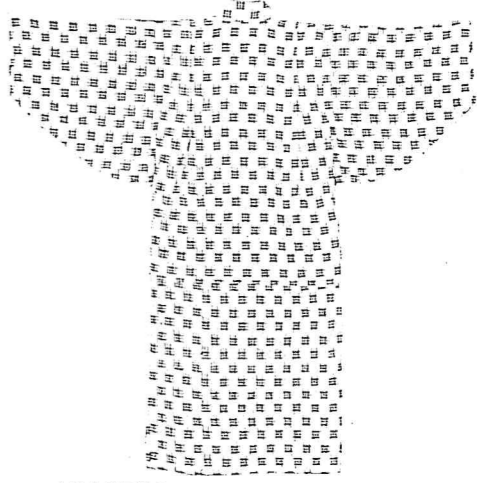


大和絣見本帳(工夫絣) 御所市御所 大森喜兵衛氏蔵

(大和もめんより)



木綿幾何文様紺絣子供羽織 当館蔵 御所市御所



木綿白絣子供着物 御所市御所 大森喜兵衛氏蔵

12

15



(今回の企画展図録より) 円照寺

16



御所柿の木 (円照寺境内)

17

天保二年(一八三二)の「五人組帳」に記された御所町各家の屋敷

一、物品名と思われるものを屋号としたもの。
 あらものや(一)あちや(七)油屋(一七)あわや(五)あいや(三)あんもや(あま酒や、
 いとや(四)牛屋(五)午屋(五)うをや(三)風屋(二)おけや(一三)かた木や(八)
 かさや(二)かぎや、かぢや(一)かしわや(三)かせや(七)柿や(二)瓦や、木や(二)
 きぬや(二)薬売や(一〇)車や(七)くぎや(二)くわしんや(四)下駄や(六)米や(七)
 こんや(八)衣屋(二)木引や、こまものや、こし木や(三)こうぢや(二)粉や、酒や(二)
 さらけや(四)さしや、しをや、しよゆうや、炭や、すや、そうめんや、大工や(一〇)たね
 や(五)たたみや(二)竹や、玉や、たびや(三)たばこや、上せんや(二)丁ちんや、とう
 ふや、といや(二)道具や(四)とうしや、なへや、ぬしや(七)布や(二)のりや、花や、
 箱や(五)はねや、はたや、はいや(二)ひものや(二)表具や、ひなや、火をけや、袋や(三)
 古手屋(九)ふごや、ふへや、松や、万才や、まん十や(五)水屋(二)みそや、みや(五)
 みかんや、みのや(三)木綿や(九)もぢりや、元結や(三)八百屋(二)よしや(四)緋や
 (五)わんや(三)わり木や、ろうそくや。

14

安政3年(1856) 売出高【在方之分】

品目	販売代銀(貫)(匁)	販売高
1 大和木綿	17,350.507.52	707,180 疋
2 材木丸太類	9,798.523.8	
3 木綿総糸	6,017.500	125,000 貫目
4 繰綿	5,194.921.11	282,330 貫960 目
5 実綿	4,501.697.86	2,751,594 斤
6 酒	2,464.080.25 (3,124.495.94)	21,168.99 石 (他5,646.85 石 奈良町分) (26,715.84 石)
7 下駄草履皮沓類	2,269.846.69 (他362.692.1 奈良町分) (2,632.538.79)	
8 煙草	1,979.918.348 (2,015.995.69)	6,393.5 駄 (他116.5 駄 奈良町分) (6,510 駄)
9 国産紙類	1,156,304	
10 和薬	957.370	166 種3,554 駄
11 炭	794.291.6	66,344 駄
12 素麺	720.164.76	5,008 駄3 籠
13 燈心	591.413	
14 粉紙類	399.025	
15 當帰	390	1,400 駄
16 瓦	295.330.4	2,543,696 枚
17 芍薬	267.880	1,211 駄
18 地黄	248	1,000 駄
19 川芎	168	300 駄
20 鋳物鍋釜類	155.635 (他133.242 奈良町分) (288.877)	42,989 枚 (79,792 枚)
21 奈良刀打物類	129.037 (他356.975 奈良町分) (486.012)	
22 茶	118.348.9	18,120 貫300 目
23 焼酎	101.583.17 (103.413.84)	648.3979 石 (他11.685 石 奈良町分) (660.0829 石)
24 箸	85.925	5,101 荷
25 膠	80.156 (他70 奈良町分) (150.156)	6,416 貫目 (12,020 貫目)
26 吉野膳塗物類	70.600	
27 牡丹皮	64.400	230 駄
28 製薬類	63.560	4 種
29 陀羅尼助	57.670	44 駄
30 葛	52.584.5	223.65 石

〔備考〕安政4年「大和国奈良町・在方産物類其外共一ヶ年売出高取調書付」に記載されている「在方之分」全58品のうち、販売代銀が50貫匁以上にのぼる30品の数値を示した。

(谷山「幕末大和国における特産物の流通」奈良学研究所17号より)

⑱ 御所町の家数および人数

年号	西暦	家数			人数			1軒の人数	史料
		家持	借家	計	男	女	計		
宝暦2年	1752	329	553	882	1,539	1,631	3,170	3.59	宗門御改帳
宝暦5年	1755	335	543	878	1,648	1,592	3,240	3.69	大和御所町誌
文化6年	1809	303	419	722	1,291	1,384	2,675	3.70	宗門御改五冊寄帳
文化7年	1810	293	425	718	1,291	1,371	2,662	3.71	宗門御改五冊寄帳
文化8年	1811	292	421	713	1,293	1,375	2,668	3.74	宗門御改五冊寄帳
文化9年	1812	290	421	711	1,284	1,365	2,649	3.73	宗門御改五冊寄帳
文化10年	1813	290	420	710	1,279	1,345	2,624	3.70	宗門御改五冊寄帳
文化13年	1816	258	431	689	1,262	1,308	2,570	3.73	宗門御改五冊寄帳
文化15年	1818	253	452	705	1,301	1,322	2,623	3.72	宗門御改五冊寄帳
文政2年	1819	247	465	712	1,300	1,336	2,636	3.70	宗門御改五冊寄帳
文政4年	1821	250	457	707	1,336	1,360	2,696	3.81	宗門御改五冊寄帳
文政5年	1822	248	478	726	1,371	1,372	2,743	3.78	宗門御改五冊寄帳
文政7年	1824	237	476	713	1,403	1,396	2,799	3.93	宗門御改五冊寄帳
天保7年	1838	214	513	727	1,245	1,284	2,529	3.48	宗門御改
嘉永6年	1853	154	533	687	1,184	1,233	2,417	3.52	大和御所町誌
安政2年	1855	156	532	688	1,199	1,246	2,445	3.55	宗門御改五冊寄帳
安政3年	1856	160	546	706	1,229	1,244	2,473	3.50	宗門御改五冊寄帳
安政5年	1858			715	1,245	1,233	2,478	3.47	宗門御改五冊寄帳
万延元年	1860			873	1,412	1,355	2,767	3.17	家数人別増減差引帳
慶応2年	1866			840	1,386	1,397	2,783	3.31	宗門御改
慶応3年	1867	153	695	848	1,381	1,392	2,773	3.27	宗門御改
慶応4年	1868	161	685	846	1,383	1,395	2,778	3.28	宗門御改
明治2年	1869	163	663	873	1,360	1,355	2,715	3.11	家数人別増減帳
明治3年	1870	172	662	834	1,391	1,367	2,758	3.31	宗門御改

- 注) 1) 宝暦2年は、下男下女:280人を含む。したがって、他の年と同じ基準では2,890人
 2) 宝暦5年は、下男下女:260人を含む。したがって、他の年と同じ基準では2,980人
 3) 安政5年は、真言宗・日蓮宗・禅宗で家持・借家の区別がない。
 4) 万延元年は、合計しかわからない。
 5) 慶応2年は、全ての宗派で家持・借家の区別がない。

(出典は⑤と同)



大和御所町誌より

二、地名と思われるものを屋号としたもの。
 朝町や、浅田や(二)あ田や、秋よしや、今北や(四)今井や(七)今田や(四)稲宿や(三)いわ井や、池ノ内や(五)いがや、いせや、今木や、磯のや(二)今城や、いづみや(二)いでや、市尾や、江戸や、おちや(二)、大原や(四)尾崎や、おかや(二)、大中や、大坂や(八)大田や、奥田や(二)大口や、忍海や(四)小寺や(二)川合や、かしわらや(五)河ちや、上市や(三)観音寺や、北内や、京や(三)きしゆや(二)狐井や(二)くららや(四)久保や、車木や(二)くまのや(二)五条や(六)五井戸や、郡山や、西口や(三)さ味や(三)嶋や、新町や(六)新住や、新村や(二)新庄や(三)下市や(五)下田や、正道寺や(三)神らくや、住田や、住川や、そかや、曾根や(二)だいごや、俵本や、たかみや、高田や(二)玉手や(九)橘や、田井庄や(三)田中や(四)丹治や、十そや(一〇)ぢをや、常門や(三)茅原や(二)のりや、土田や、辻や(二)出屋敷や(三)天川や(二)天まや、寺田や(三)土佐や(七)豊田や(二)宮戸や、栃原や(二)楢原や(四)名柄や、中村や、入谷や、新口や、西辻や、ね成や、の原や、はりまや(一〇)原谷や、花内屋(六)はぢかみや、はしほみや(二)萩の本や(二)東口や、平谷や、東谷や、ひかい本や、ひらのや(四)備後や、笛堂や、福田や、船つきや、細井戸や(三)本間や(五)細川や、坊桑や(二)松本や(二)松坂や、松塚や(二)ましや、みつほや(三)見せや、三盛や(三)室屋(一〇)六田や、森脇や、持田や、山口や、山田や、八木や(三)山家や(五)よしのや(三)吉田や、与らぐや。

三、どちらにも属しないものと不明のもの。
 赤や(二)かどや(二)川義しや、きつねや、寺小や(二)名くらや、なきのや、ふじや、きしや、木のや、文や、水木や。

⑲